

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動)
Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号:00280-0-38075 加入者名:平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

73・74 98/8/1

¥100

核拡散への緊張感乏しい

英戦略見直しは極めて不十分

透明性への努力に期待

7月8日、英政府は21世紀に向かう英国の国防戦略の見直しの結果を発表した。昨年5月に18年ぶりに政権の座についた労働党が、公約として着手した14ヶ月の作業の結果である。インド・パキスタンの核実験のあと、核保有国としてはもっとも小さい核兵器を保有している英国が、どのような核兵器戦略をうち出すかは、極めて大きな意味をもっていた。マス・メディアの反応は比較的好意的であったが、重要な歴史的瞬間を有効に活かすことのできなかった不十分性を、本誌では厳しく指摘したい。

「戦略国防見直し(SDR)―新しい世界に新しい軍隊」と題する報告書は、11章からなる本文とそれぞれの章の内容を補足説明する11エッセイからなる大部のものである。このうち核戦略に関するものは、本文の第4章「抑止力と軍縮」と補足説明の第5エッセイ「抑止力、軍備管理および拡散」である。3ページに第4章を全訳した。

SDRの責任者ジョージ・ロバートソン英国防大臣は、10代の青年としてスコットランドの米軍戦略原潜基地の反対闘争に参加したことから政治活動に参加したというスコットランド人である。SDRを読むときの背景知識として、労働党のもっているこのような歴史の側面を思い起こしておきたい。

◆決定

まず、SDRに記された事実を整理する。

1. 4隻のトライデント弾道ミサイル原子力潜水艦(バンガード級)を、抑止力として保持する。3隻目まではすでに就役している(3隻目は98年夏あるいは秋に就役と見ら

れていた。7月8日までに就役をすませたことが明らかになった。)4隻目は98年末に進水し、21世紀初めに就役する。

2. トライデントは戦略任務だけではなく、非戦略(戦略以下)の任務を担う。第5エッセイに書かれた説明の文脈からすると、ロシアの非戦略兵器に対抗する非戦略的任務をもつことが中心的な意図であると考えられる。しかし、対口任務だけではなく、地域紛争においても核抑止力を行使する可能性が排除されているわけではない。トライデントの命中精度の向上が、これらの任務を可能にした。

3. 作戦配備核弾頭の上限を、従来の300発から200発に減少する(3分の1の削減)。トライデント・ミサイル本体の数は、現在までに購入もしくは発注している58基で十分である。1隻のトライデント潜水艦には16本の発射管がある。したがって4隻で64本の発射管をもっているが、58基のミサイルで十分であると判断された。

4. 48発のミサイルを装備した1隻のトライデントが常時パトロールする態勢を維持

◆図説 地球上の
核弾頭全データ
4～5ページ

◆英国防戦略見直し
第4章(核戦略)全訳
2～3ページ

する。16本の発射管のそれぞれに3発のMIRV(再突入体)を装備する勘定になる。実際には6発の再突入体を装備することが可能であるが、それを半分にしたことを意味する。

5. パトロール中の警戒体制を緩和する。目標から照準をはずす。冷戦時代に数分の発射態勢であった状態から数日の発射態勢(発射命令から発射まで数日間かかる)に緩和する。トライデントは抑止任務

のほかに、水深測定、装置試験、多の軍艦との共同演習など二次的任務も担う。

6. 核兵器および核分裂物質に関するプログラムの公開性を高める。核分裂物質に関しては、2000年までに過去の兵器用核分裂物質に関する報告書を発行する。今後のプルトニウム再処理は、すべて国際査察のもとで行われる。NPTの保障措置に置かれたものから、核物質を兵器用に引き抜くことを今後中止する。

◆評価

1. まず何よりも大きな問題点は、今後数

十年にわたって国家の安全保障に核兵器の抑止力の必要性を認めたことである。核抑止力に関して、エッセイ5は次のように述べている。

「核抑止力は、核兵器のいかなる使用においても生じる恐ろしい結果ゆえに、論争の多い複雑な問題であり続けている。ここには簡単な回答はない。このような兵器がもはや必要ではないならば、世界はもっといい場所になるだろう。しかし、完全核軍縮の条件はまだ存在していない。」

核抑止力の必要性の理由について詳しい分析はないが、たとえば次のような記述がある。

「われわれとNATO(北大西洋条約機構)は、核兵器への依存性を根本的に減少させてきた。しかし現状においては、核抑止力は大型の戦略的軍事脅威の再現に対する保障を与え、核による強制を阻止し、ヨーロッパにおける平和と安定を維持するのに、まだ重要な役割をもっている。」

つまり、核抑止力の必要性はロシアの核の脅威という冷戦時代の残滓に求め

資料

英国防戦略見直し (SDR)

第4章 (核戦略) 全訳

第4章 抑止力と軍縮

60. 抑止力とは、戦争を戦うというより防止することに関連している。英国軍はすべて重要な抑止任務をもっているが、核抑止力は、核戦争の性質ゆえに、とくに困難な問題を提起している。英政府は、核兵器の居どころがないようなより安全な世界を望んでいる。したがって、軍備管理の進展が外交および国防政策の重要な目的となる。にもかかわらず、大量の貯蔵核兵器と核拡散の危険がまだ残っている以上、最小限の抑止力がわが国の安全保障の必要要素であることに変わりはない。

61. 「戦略国防見直し」は、わが国の抑止力の必要性を厳密に再検討した。それは、他の国の貯蔵核兵器の量に依存するものではなく、わが国の致命的な利益を脅かす脅威を抑止するのに必要な最小限のものである。その結果われわれは、核兵器の数においても日々の作戦態勢においても、冷戦レベルから相当量の削減をさらに進めても安全であると結論づけた。核兵器保有についての透明性もまた、軍備管理の一部をなすが、われわれは抑止力のすべての面の正確な詳細を明らかにすることはできないが、いくつかの分野における公開性を相当に高めるつもりである。

兵器

62. 1998年3月に最後の空軍のWE1

77爆弾を撤退したことにともなって、トライデントがわが国の唯一の核兵器である。われわれは、それが30年以上にわたって有効な抑止力であり続けることを確実にする必要がある。これが4隻目のトライデント潜水艦戦力を必要とする理由である。4隻の最後の原潜ベンジアンズ(仇討ち)が、今年末に進水する予定である。

63. 同様に、こんにちそれがいかにありそうになくとも、トライデントの艦齢中に出くわすかもしれない最悪の状況にも備えて、わが国の兵器の要求について判断しなければならない。抑止力の信頼性はまた、全面的な核の撃ち合いに自動的に発展しないような限定攻撃の選択を残すことによってえられる。ポラリスやシェバリンとちがって、トライデントはこの「非戦略(戦略以下)」の任務を遂行できるものでなければならない。

64. このような背景のもとに、トライデン

トのポラリスに勝る正確度を考慮して、「戦略見直し」は作戦用核弾頭は200発以下でよいと結論づけた。それは前政府が公表していた300発以下という数字の3分の1の削減となる。また、冷戦終結以来、抑止力の爆発威力の70%以上を削減したことになる。

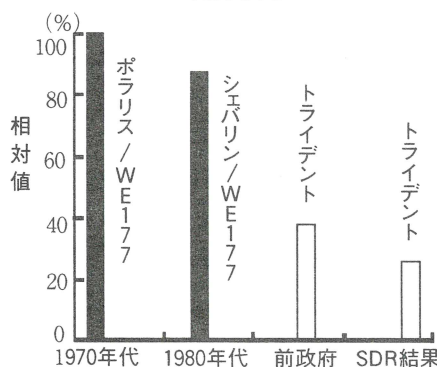
65. また、われわれは、戦略的環境の好転にかんがみ、われわれがすでに購入している58基のミサイル本体で、信頼性のある抑止力を維持するのに十分であると結論づけた。

作戦態勢

66. われわれは、万一危機の期間にトライデントが航海していても、誤解を与えたり、エスカレーションを引き起こしたりすることをまちがいに避けるためにも、抑止のための海洋パトロールを継続して維持するつもりである。しかし、冷戦後の緊張緩和と現在の戦略状況の大幅な改善の結果、われわれは日々の警戒態勢を緩和することが可能である。

67. われわれは、48発の弾頭を装備した潜水艦を一時期に一隻のみパトロールさせる。これに対して前政府は96発という上限を発表していた。これは、ポラリス時代と比較して大きな変化である。トライデントは、われわれのもっている唯一の核兵器であり、戦略、非戦略両方の任務をもつものであるが、一隻のトライデント潜水艦に配備されて

英国の作戦配備弾頭の爆発力



注: 図は1970年代と80年代の作戦配備の兵器の爆発力を、前政府の計画による1999年末の核戦力およびSDR決定と比較したものである。図には、以前に英国が運用していた米国のシステムは含まれていない。

られている。これらの議論は、インドやパキスタンに核武装を促しているようなものである。確かな安全保障を得ようとする世界中の政府が、同じ分析に基づいて核武装が必要であるということになるであろう。国際的な視野で、核抑止論の矛盾を解決するという積極的な提言を、英政府はするべきであった。

2. パトロール態勢の必要性を再確認したことは、もう一つの大きな問題点である。常時のパトロール態勢の中止について検討することが伝えられていただけに(本誌51号)、継続の決定は特別の意味

がある。現在の緊張緩和のなかで、常時パトロールをすることがなぜ必要なのか、合理的な説明が与えられていない。

3. いっぼうで警戒態勢の緩和に関して、SDRは新しいプラスの貢献をした。数分発射態勢から数日発射態勢へと転換したことは、他の国に同様な措置を促すこととなり、核兵器への依存度のいっそうの低下や、偶発核戦争の防止に大きく貢献することになる。しかし、数日発射態勢の技術的な内容が明らかにされなければ、その効果が半減する。検証問題ともからんで、他国の信頼を得ることができ

ないであろう。

4. また、核兵器や核物質についての公開性についてSDRは新しい挑戦をしている点について評価し、今後に期待したい。今回公表されている内容について言えば、1隻のトライデントに搭載される弾頭数を48発と明記した。また、兵器用プルトニウム、高濃縮ウラン、その他のウランの貯蔵量が、それぞれ、7.6トン、21.9トン、15,000トンであることを公表し、過去の兵器用核物質の生産についての最初の報告書を2000年までに発行する

6ページ左段へつづく →◆

いる爆発威力は、シャバリンを装備したポラリス潜水艦より3分の1小さい。

68. 潜水艦のミサイルは標的に照準を合わせていない。通常、数日間の発射態勢(発射命令を下してから数日かかる状態)におかれる。この緩和された警戒態勢によって、弾道ミサイル潜水艦は、他の軍艦との共同演習、装置の試験、水深調査といった二次的な任務により多く利用することができる。同様に、こんにちの脅威のレベルにおいては、抑止力を護衛するために通常戦力を大量にはりつけておく必要はない。しかし、必要となればいつでも、高い警戒態勢を回復することが確実にできるようにしておくであろう。

軍備管理

69. 軍備管理は、われわれの安全保障に重要な役割を果たす。英国は、ヨーロッパにおける緊張緩和や大量破壊兵器の拡散の制限に大きく貢献してきたいくつかの軍備管理協定に参加している。これらの協定にもとづいて、われわれは国際的な信頼と安定をさらに増進させる責任がある。現在の重要な課題は、新しい戦略環境においても継続した役割を果たすように、1990年のヨーロッパ通常戦力条約の改訂を行うことである。われわれはまた、他の多くの軍備管理イニシアチブに貢献し、わが国の監視能力を高めている(49節参照)。

70. 核軍備管理に関して言えば、英国は米ロが戦略兵器削減条約(STAR T)プロセスを通して二国間の戦略兵器の削減をいっそう進めることを期待する。また、ロシアの何千発もの短距離

ミサイルの削減が進むことを期待する。上述した削減ののちのわが国の貯蔵核兵器は、近未来のわが国の安全保障に必要な最小限のものであり、主要核兵器保有国と比較してはるかに少量のものである。

71. 核拡散防止条約(NPT)と包括的核実験禁止条約(CTBT)は、核軍備管理の鍵となる要素である。わが国はCTBTを批准した。そして、CTBTが発効するよう、とりわけインド、パキスタンを含めた他の国々が、わが国のお手本に早期に続くことを期待する。核プログラムの透明性を拡大することもまた、国際的な信頼と安全保障を高める。本章ですでに述べた措置は、この方向への重要なステップである。

72. われわれはまた、核分裂性物質について、公開性をいっそう高めることができる。われわれの現在の国防用の貯蔵量は、プルトニウムが7.6トン、高濃縮ウランが21.9トン、他の形のウランが15,000トンである。計画通りの核兵器数の削減の結果、0.3トンの余剰の兵器級プルトニウムを(非兵器級の余剰物質とともに)国際査察下に置くことができるであろう。また、保障措置下に置かれている貯蔵核物質から、核兵器用に核分裂物質を引き抜くことができるというNPT下で核兵器国に与えられている権利を行使することを、われわれは止めるであろう。今後の引き抜きは、兵器目的には適さない少量の物質に限定される。そして、その詳細は公表される。保障措置から引き抜かれる物質が、核兵器に使用されることはない。また、将来計画されている再処理は、すべて保障措置の下で実行され、過去の国

防用核分裂物質生産に関する最初の報告書を2000年までに発行する予定である。

73. 軍備管理協定の有効性は、検証に大きく依存する。わが国は、核分裂物質や核実験の監視に特別な専門技術を開発してきた。このうえにさらに、わが国はアルダーマストンの核兵器施設での専門技術を生かしながら、核兵器削減の検証に利用できる能力を開発する計画である。その最初として、必要とされる工学、熟練技能、技術を洗い出し、わが国に存在するものを特定するための18カ月かけた調査を行う。

費用

74. トライデント・システム購入の全費用は約125億ポンド(約2兆9000億円)と推定される。そのほとんど全額がすでに支出されている。これまでの経験を基礎に、トライデント潜水艦の艦齢の期間、1年あたりの平均運転コストは約2億8000ポンド(約658億円)と見積もられる。核弾頭と核分裂物質プログラムの現在の年間費用は約4億ポンド(約940億円)である。その約3分の1が直接にトライデント関係費であり、約3分の1弱がこれまでの核兵器から生ずる費用であり、残余がインフラストラクチャーの費用である。

75. これらは、きわめて高額な費用であるが、全体的な視野から見る必要がある。(過去のプログラムからくる継続的費用を含めて)年間費用は、全国防予算の3%強にすぎない。国家安全保障に対する致命的な重要性のある能力を考えると、不釣り合いな投資ではない。(訳:梅林宏道)

米国 (計10,720)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核 (小計7,256)		
●ICBM (小計2,000)		
ミニットマンⅢ		1,500
Mk-12型 (弾頭: W62)	170	600 ¹
Mk-12A型 (弾頭: W78)	335	900 ²
ピースキーパー (MX、弾頭: W87)	300	500 ³
●SLBM ⁴ (小計3,456)		
トライデント I C4 (弾頭: W76)	100	1,536 ⁵
トライデント II D5		1,920 ⁶
Mk-4型 (弾頭: W76)	100	1,536
Mk-5型 (弾頭: W88)	475	384
●爆撃機搭載核兵器 ⁷ (小計1,800)		
核爆弾 B61-7	<1	1,000
B61-11	1	
B83	1,200	
ALCM		
ALCM (弾頭: W80-1)	5~150	400
ACM (弾頭: W80-1)	5~150	400
非戦略核 (小計970)		
●SLCM		
トマホーク (弾頭: W80-0)	5~150	320
●核爆弾		
B61-3、4、10	0.3~170	650
作戦予備 (小計190)		
		190
予備貯蔵/ヘッジ⁸ (小計2,300)		
		2,300

- 3MIRV×200基。
- 3MIRV×300基。
- 10MIRV×50基。
- オハイオ級戦略原潜17隻に搭載。
- 8隻×24発射管×8MIRV。
- 10隻×24発射管×8MIRV。8隻がMk-4型搭載機、2隻がMk-5型搭載。
- ストラトフォートレスB-52(44機)、スピリットB-2(9機)、計53機に搭載。
- 説明文参照。退役したALCMやGLCM (W84) の弾頭を含む。

中国 (計400)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核 (小計275)		
●ICBM/IRBM ¹ (小計113)		
ドンフォン (東風)-3A	3,300	50
ドンフォン (東風)-4	3,300	20
ドンフォン (東風)-5A	4~5,000	7
ドンフォン (東風)-21A	200~300	36
ドンフォン (東風)-31	100~200	?
●SLBM (小計12)		
ジュイラン (巨浪)-1	200~300	12 ²
ジュイラン (巨浪)-2 ³	100~200	?
●爆撃機搭載核兵器 (小計150)		
核爆弾		150 ⁴
非戦略核 (小計120)		
●(各種)		
砲弾/ロケット/核地雷	(低)	120

東風-3Aは、NATOでの名称はCSS-2。以下、東風-4はCSS-4、東風-5AはCSS-4、東風-5Aのみ真にICBMであり、北米大陸にとどく。

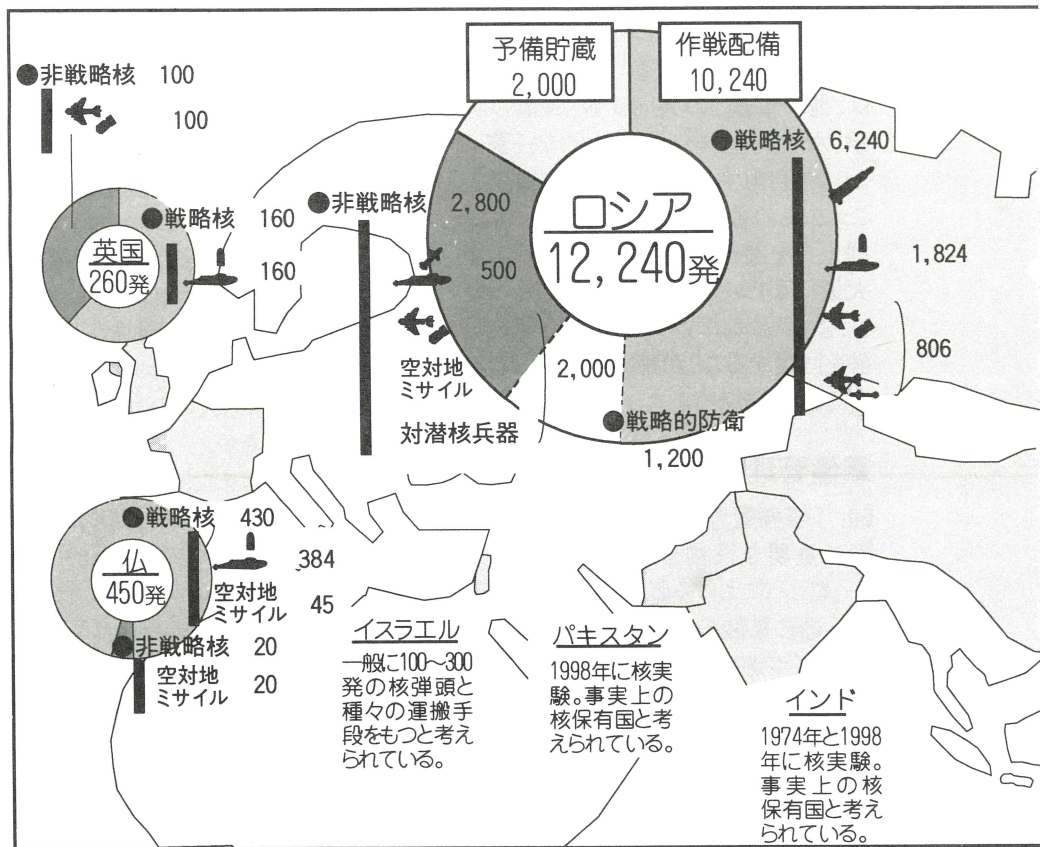
- 東風-5A、東風-31 (90年代末に配備予定) はICBM。他はIRBM。表は全て単弾頭。表以外に、東風-41を2010年に配備予定。これが初のMIRV。
- 戦略原潜シャ (夏) 級 (中国名: 大慶魚) に搭載。12発射管。2隻のうち1隻は稼働していないと考えられている。
- 新世代原潜に搭載する計画進行中。今世紀末予定?
- ホン (轟) -6 (NATO表示: B-6) 120機、チェン (強) -5 (NATO表示: A-5) 30機に各1個。同機種で非核任務もある。

		米	口	英	仏	中		
戦略核	ICBM/IRBM	2,000	3,610	—	—	113	5,723	
	SLBM	3,456	1,824	160	384	12	5,836	
	爆撃機搭載核兵器	1,800	806	—	45	150	2,801	
小計		7,256	6,240	160	430	275	14,360	
作戦配備	戦略的防衛ミサイル		—	1,200	—	—	1,200	
	非戦略核	SLCM	320	500	—	—	—	820
		航空機搭載核兵器	650	2,000	100	20	—	2,770
		その他	—	300	—	—	120	420
小計		970	2,800	100	20	120	4,010	
作戦予備		190	—	—	—	—	190	
合計		8,420	10,240	260	450	400	19,770	
予備貯蔵/ヘッジ		2,300	2,000	—	—	—	4,300	
総計		10,720	12,240	260	450	400	24,070	

核保有国の核弾頭数 (1997年末)

丸めのため合計に不一致がある。

地球上の核弾頭



英国 (計260)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核 (小計160)		
●SLBM ¹		
トライデント II D5	100	160 ²
非戦略核 (小計100)		
●核爆弾		
WE177A/B	200~400	100 ³

1998年3月末、核爆弾が全廃され、イギリスの核兵器はSLBMのみになった。また98年7月発表の「戦略国防見直し (SDR)」で作戦配備弾頭数は200以下とされた。

- バンガード級戦略原潜2隻に搭載。3隻目は98年秋に就役予定。
- 弾頭は、米国のW76に類似だが英国産。2隻×16発射管×5 MIRVで計算。実際は4~6MIRV。
- 96機 (8飛行中隊×12機) のトルネードGR-1/1Aに、1機あたり1~2個搭載。98年3月に全て退役。

米国とロシアがSTART Iによる削減過程にあるいま、核兵器の現状をカウントするためには、核弾頭を次の4種類に分類するのが適切である。

①**作戦配備された核弾頭**:核兵器使用部隊に使用可能な状態で配備、あるいは貯蔵されている核弾頭。

②**作戦配備弾頭の予備**:米国においては、作戦配備核弾頭のルーチンの整備のために予備弾頭が確保されている。ロシアも同様であると思われるが、分離した数字が得られていない。込みの数字が作戦配備数とされていると理解される。

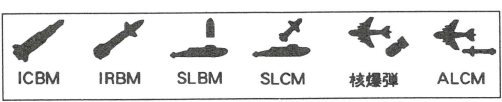
③**予備貯蔵核弾頭およびヘッジ(防護)**:退役した核弾頭で、解体しないで貯蔵される核弾頭。1994年9月に発表された米国の「核態勢見直

し」の結果、STARTで削減される弾頭の一部が、米ロ関係が再び悪化したときの防護(ヘッジ)として貯蔵されることになったが、これを含む。ロシアでも同様であると推定した。

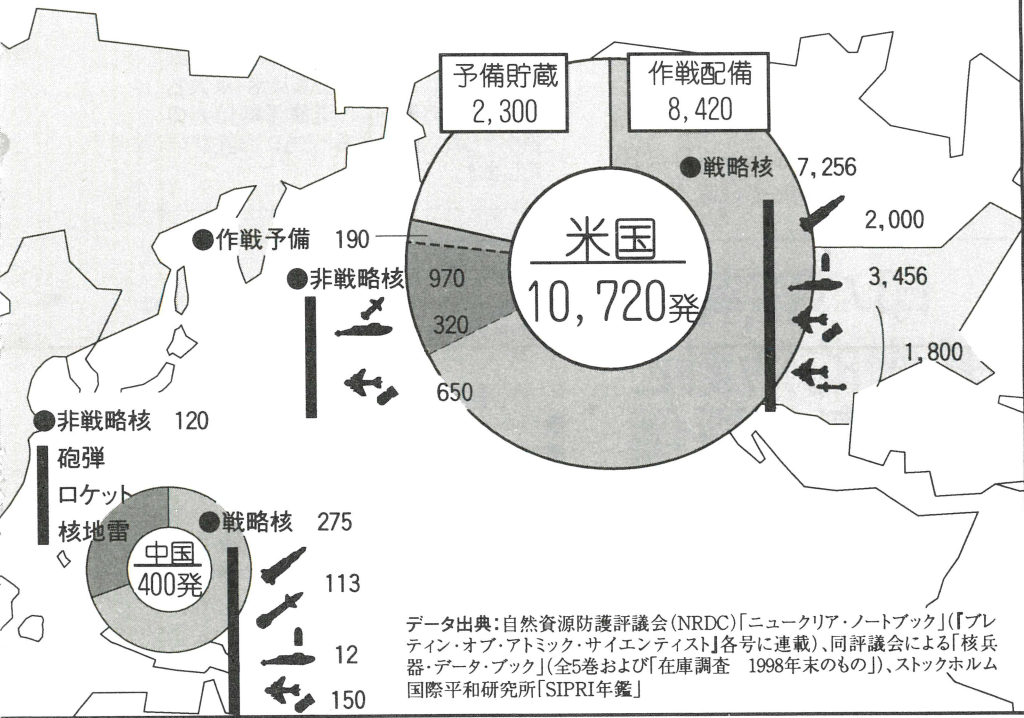
④**解体待ち核弾頭**:退役したのち解体工場に送られるのか、送られるために貯蔵されている核弾頭。米ロとも核弾頭の解体能力は年間1500以下であると見積られている。したがって、米ロともすでに多くの解体待ちの弾頭をかかえている。本データでは、①~③のみをカウントした。1997年末に地球上にある核弾頭数は、作戦配備されているものが約20,000発、予備を含めると約24,000発であり、その95%が米国とロシアのものである。人類のオーバークイル状態は変わらない。④

ABM=弾道ミサイル迎撃ミサイル/ACM=新型巡航ミサイル/ASM=空対地ミサイル/ALCM=空中発射巡航ミサイル/GLCM=地上発射巡航ミサイル/ICBM=大陸間弾道ミサイル/IRBM=中距離弾道ミサイル/MIRV=多目標弾頭/SAM=地対空ミサイル/SLBM=海洋発射弾道ミサイル/SLCM=海洋発射巡航ミサイル/SRAM=短距離攻撃ミサイル

全データ—1997年末



◇製作(1998年7月):平和資料協同組合
数字データは1997年末のもの



データ出典:自然資源防護協議会(NRDC)「ニュークリア・ノートブック」(「プレティン・オブ・アトミック・サイエンティスト」各号に連載)、同評議会による「核兵器・データ・ブック」(全5巻および「在庫調査 1998年末のもの」)、ストックホルム国際平和研究所「SIPRI年鑑」

ロシア(計12,240)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計6,240)		
●ICBM(小計3,610)		
SS-18 M4,M5,M6(サタン)	550~750	1,800 ¹
SS-19 M3(スチレトゥ)	550	990 ²
SS-24 M1,M2(スカルペル)	550	460 ³
SS-25(シックル)	550	360 ⁴
●SLBM(小計1,824)		
SS-N-18 M1(スチングレイ)	500	576 ⁵
SS-N-20 M1,M2(スタージョン)	200	800 ⁶
SS-N-23(スキフ)	100	448 ⁷
●爆撃機搭載核兵器(小計806)		
核爆弾		
ALCM(弾頭:AS15A,B)	250	806 ⁸
SRAM(弾頭:AS16)		
戦略的防衛ミサイル(小計1,200)		
●ABM ABM3 ⁹ (ガゼル) 64		
	SH-11(ゴーゴン)	36
●SAM SA-5B(ガモン) 1,100		
	SA-10(グランブル)	
非戦略核(小計2,800)		
●空軍航空機		
核爆弾/ASM(AS-4(キッチン)) /SRAM(AS-16) 1,600 ¹⁰		
●海軍航空機		
核爆弾 400 ¹¹		
ASM AS-4(キッチン) 1,000		
●SLCM		
SS-N-9(サイレン)	200	500
SS-N-12(サンドボックス)	350	
SS-N-19(シップレック)	500	
SS-N-21(サンブロン)	300	
SS-N-22(サンバーン)	200	
●対潜核兵器		
ロケット爆雷SS-N-15(スターフィッシュ) 300		
対潜ミサイルSS-N-16(スタリオン)		
その他核魚雷、爆雷		
作戦予備 ¹² —		
予備貯蔵/ヘッジ(小計2,000) 2,000 ¹³		

兵器の名称は、NATO命名のもの。一部ロシア名がわかっている。SS-18はRS-20/SS-19はRS-18/SS-24はRS-22/SS-25はRS-11 2M/SS-N-18はRSM-50/SS-N-20はRSM-52/SS-N-23はRSM-54/SS-N-12はP-35。現在、SS-27(トボールM)を開発、製造中。最初の9~10基が1998年中に作戦配備される予定。

- 10MIRV×180基。
- 6MIRV×165基。
- 10MIRV×46基。(36基はレール移動式)
- 単弾頭。
- デルタ III級戦略原潜に搭載。12隻×16発射管×3MIRV。
- タイフーン級戦略原潜に搭載。4隻×20発射管×10MIRV。
- デルタ IV級戦略原潜に搭載。7隻×16発射管×4MIRV。
- ベアH6(Tu-95MS6)29機、ベアH16(Tu-95MS16)35機、ブラックジャック(Tu-160)6機に搭載。ベアH6は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を16個、ブラックジャックはAS15AまたはAS16、または核爆弾を12個搭載する。
- 開発中の名称(SH-08)
- バックファイヤー(Tu-26)120機、フェンサー(Su-24)280機に搭載。
- バックファイヤー(Tu-26)70機、フェンサー(Su-24)70機に搭載。
- 説明文参照。
- 米国と同じ比率で、戦略核に対する予備を計算。

フランス(計450)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計430)		
●SLBM ¹ (小計384)		
MSBS ² M4A/B(弾頭:TN70/71)	150	288 ³
MSBS M45(弾頭:TN75)	100	96 ⁴
●爆撃機搭載核兵器(小計45)		
ASMP ⁵ (弾頭:TN81)	300	45 ⁶
非戦略核(小計20)		
●空母配備航空機搭載核兵器(小計20)		
ASMP(弾頭:TN81)	300	20 ⁷

地上配備のIRBM・SSD18基は、1996年9月16日に退役し、フランスの地上配備核はなくなった。98年中に全サイロ破壊の予定。

- 1 ル・ドダブル級戦略原潜4隻とル・トリオンファン戦略原潜1隻に搭載。
- フランス語では「艦対地戦略弾道ミサイル」の頭文字。
- ル・ドダブル級戦略原潜4隻に搭載。ミサイルは3隻分しか作られていないと推測されている。3隻×16発射管×6MIRV。
- ル・トリオンファン戦略原潜に搭載(同級の1番艦)。1隻×16発射管×6MIRV。2隻目は1999年に就役予定。
- フランス語で「空対地中距離ミサイル」の頭文字。
- ミラージュ2000N(45機、3飛行隊)に搭載。1隻あたり1弾頭。
- シュペール・エンタングール24機に搭載。通常任務の航空機もある。

ICC(国際刑事裁判所)設立条約成立

核・大量破壊兵器は戦争犯罪に明記されず

ローマで開かれていた国際刑事裁判所(ICC)設立外交会議は、難航した議論の末に、7月17日、投票という異例の形でICC設立条約を採択した。

非同盟諸国やNGOは、核兵器や対人地雷の使用を対象犯罪に含めるよう要求してきたが、米国などが強く抵抗したため、条約からは退けられた。化学兵器や生物兵器についても明記はされず、核を含む大量破壊兵器については、条約発効後の修正による追加に含みを残す表現となった。やはり非同盟諸国などが求めていた侵略の罪については、対象犯罪には含まれたものの、具体的な定義づけはされなかった。

条約は、前文と全128条からなる。ICCが管轄権をもつ対象犯罪については、まず第5条で、「集団殺害の罪」、「人道に

対する罪」、「戦争犯罪」、「侵略の罪」の4つのカテゴリーを定めている。

各カテゴリーの具体的な定義は、第6条で「集団殺害の罪」について5項目を挙げ、第7条で「人道に対する罪」について11項目を挙げている。

「戦争犯罪」については第8条で、(a)「1949年のジュネーブ諸条約への重大な違反」として8項目を挙げ、(b)「それ以外の、すでに確立された国際法の枠組みの中での、国際武力紛争法および慣習法への重大な侵害」として26項目を挙げている。さらに(c)～(f)の各項において内戦などにおける戦争犯罪を計16項目挙げている。

核兵器・大量破壊兵器については、第8条(b)のうちの20番目の項目において、次のように表現されている。「過剰な

危害や不必要な苦痛をもたらす性質をもつような、あるいは、本質的に無差別的で国際武力紛争法の侵害になるような兵器、発射体および交戦の物質や手段を使用すること。これは、このような兵器、発射体および交戦の物質や手段が、第21条および第123条で示されている関連条項に従う修正によって、包括的な禁止の対象となり、かつ、本条約の付属文書に含まれた場合による。」

本条約は、60ヶ国が批准した時点で発効する。第121条では、発効後7年が経過したのちに、締約国は条約の修正を提案することができることとされ、その提案は締約国会議で諮られるとされている。第123条では、やはり発効後7年経過したのちに、国連事務総長は条約の再検討会議を招集できるとされている。

採択されたICC設立条約の包括的な分析や今後の展望については、次号以降で特集する。(川崎哲) ㊦

訂正とお詫び

前号(72号:7月1日号)の1ページの記事で、ICC設立ローマ会議への日本代表団の名前で、「顧問に茂原邦璽・東大名誉教授」とあるのは、「芝原邦璽」さんの誤りでした。訂正するとともにお詫びいたします。

◆← 3ページからつづく

ことを約束した。この方向が、他の核兵器国によっても追求されるべきである。

しかし、現状ではまだまだ基本的な情報が公開されておらず、今後の核軍縮過程を検証するためには不十分である。たとえば、作戦配備用核弾頭200個を上限として発表したが、予備弾頭、ヘッジ(5ページの解説を参照)、解体待ち弾頭などについての考え方や量的な明細が不明である。保管場所もまた、明らかにされる必要がある。また、兵器用核物質の量に関しても、余剰核物質として国際査察に供されるものと、国防用として保持されるものの関係が明らかではない。

インド、パキスタンの核実験は、完全核軍縮に向かう包括的プランが国際社会に提示されることなくして、核兵器の拡散を防止することが不可能であることを示している。そのような危機の時期に出された戦略見直しとしては、きわめて緊張感が乏しく不十分なものであると言わざるをえない。(梅林宏道) ㊦

印パ速報 基礎的活動として高い評価

ピースデポ・印パプロジェクトチームでは、市民の皆さんのカンパに支えられながら、印パ核実験後の印パ情勢の資料と分析を掲載するレポート「印パ速報」(ファックスまたは電子メールで送付)を発行しています。これまでに以下のような内容を掲載しました。ひき続き8月半ばころまで発行を続けます(「第一期」として)。読者になりたい方は、ピースデポまでご一報ください。バックナンバーの送付も、ご希望に応じていたします。

第1号(7月6日)5ページ

- 米中首脳会談とインド政府の反応
- 印パは核兵器技術をどこからえたか?
- ◆資料(1)パキスタン・シャリフ首相の声明(全文、5月28日)
- ◆資料(2)印パの核開発への外国からの技術移転(表)

第2号(7月8日)3ページ

- インド国内での核実験への抗議の声
- 日本の政党の核政策は(主要政党ごとにま

とめ)

- ◆資料 インド核実験に反対するインド科学者の抗議声明(全文、5月)

第3号(7月11日)3ページ

- パキスタン、CTBTに署名の意向
- パキスタン・ラホールでの平和集会
- 日本のヒバクシャ、インド・ポカランとケトライ村訪問
- 国連安保理に対する印パの反論
- ◆資料 国連安保理決議に対するインド首相の声明(抜粋、6月8日)

この活動を支えるために、1口1万円のカンパを募っています。

第4号(7月16日)3ページ

- 南アジアの平和・核軍縮にかかわるNGOコンタクト先(1)
- 印パ核実験をめぐる世界の論調
- 国連安保理に対する印パの反論
- ◆資料 国連安保理決議に対するパキスタン国連大使の声明(抜粋、6月6日)

第5号(7月22日)4ページ

- 南アジアの平和・核軍縮にかかわるNGO
コンタクト先(2)
- 核実験禁止に関するパキスタン提案を
インドが拒否
- CTBT調印をめぐるかけ引き始まる
- 米中共同声明に対する印パの対照的な
反応
- ◆資料 南アジア情勢に関する米中共同
声明(全文、6月27日)

第6号(7月28日)3ページ

- ギャップは埋まらなかった米印会談
- CTBTをめぐるかけ引きに終始—米パ会
談
- 米科学誌が印パの核実験を特集

国会レポート

第142回通常国会

衆議院(1998.3.20~3.30)

参議院(1998.3.14~3.19)

(作成:佐藤毅彦)

衆議院

3月20日(金)

[内閣委員会]

- 池端晴一(民友連)●三沢淳(自由):危機管理
一内閣危機管理監

[労働委員会]

- 濱田健一(社民)●河上翠雄(平和):駐留軍関
係離職者等臨時措置法
- 青山丘(自由):①在日米軍一従業員の処遇:
①駐留軍関係離職者等臨時措置法
- 金子満広(共産):①在日米軍一従業員の処遇
/労務経費負担:②駐留軍関係離職者等臨時措
置法

[安全保障委員会]

- 久間章生(防衛庁長官):防衛庁設置法一部改
正法案趣旨説明

[予算委員会]

- 伊藤公介(自民):日韓関係一外相訪韓
- 伊藤茂(社民):沖縄基地問題一普天間基地
移転

[予算委員会第一分科会]

- 葉山峻(民友連)●河上翠雄(平和):在日米軍
一厚木基地NLP
- 富沢篤紘(平和):在日米軍一厚木基地航空
ショー/在日米軍住宅/防音住宅対策
- 一川保夫(自由):自衛隊一航空自衛隊小松基
地/定年制

- 平賀高成(共産):①新ガイドライン一相互協力
計画:②AWACS

- 西村眞悟(自由):日本の防衛の在り方一防衛庁
省昇格問題/対人地雷全面禁止条約署名の影響
- 前島秀行(社民):①在日米軍一インディペン
デンス艦載機の浜松基地緊急着陸:②AWACS

[予算委員会第六分科会]

- 木島日出夫(共産):プルサーマル計画

3月24日(火)

[本会議]

- 田中慶秋(民友連、労働委員長):駐留軍離職
者等臨時措置法一部改正法案審査報告

3月27日(金)

[本会議]

- 谷垣禎一(科学技術庁長官):原子力基本法
及び動力炉・核燃料開発事業団法一部改正法案
趣旨説明

冊子 監修:梅林宏道/前田哲男

『核軍縮と非核自治体・1998』

A4版/91ページ/頒価1,500円/会員価格1,000円

この冊子は、過去1年間(1997年1月~
98年5月)の世界の核軍縮に関する動向
をわかりやすく、キーワードを中心に解説
しています。同時に、日本の非核自治体
がとりくむことのできる活動や事業の提案
も行っています。

「ステップ・バイ・ステップ」政策/日本提案
の「究極的核廃絶」国連総会決議/CTBT
T批准と法改正/核兵器持ち込み密約/
国連札幌軍縮会議

D. 非核自治体とNGO(非政府組織)

核兵器廃絶を求める文民指導者の声明/
アポリション2000/NPT準備委員会とNG
O/オーストラリアの非核自治体/核兵器
禁止条約を求める非核自治体/米英の非
核自治体/韓国での非核自治体の試み
/日本の非核宣言自治体/世界平和連
帯都市市長会議/日本非核宣言自治体
協議会/「神戸方式」の再評価/ハーグ
平和アピール1999

内容

第1章 核軍縮:1997の概観

第2章 核軍縮:1997のキーワード

A. 外交交渉における課題

包括的核実験禁止条約(CTBT)/核不拡
散条約(NPT)準備委員会/ジュネーブ軍
縮会議(CD)/国連総会の決議/戦略兵
器削減条約(START)/国際司法裁判所
(ICJ)の勧告的意見の波紋/国際刑事裁
判所(ICC)/兵器用核分裂物質の生産禁
止(カットオフ)条約/核兵器の警戒体制
解除と第1不使用宣言

B. 各国の核兵器政策

各国の核兵器の現状/未臨界核実験/米
国の「備蓄兵器管理計画」と新型核兵器/
核兵器使用についての米大統領新指針/
ビキニ人体核実験疑惑/英国の核政策見
直し/カナダの核政策見直し/イラク危機
と核兵器/インド・パキスタンの核実験

C. 日本政府の核兵器政策

第3章 提案

資料(主なものを抜粋)

ヘルシンキ米ロサミット共同声明/キャンベラ
委員会報告書要旨/非同盟28ヶ国提案/マ
レーシア決議草案/未臨界実験米エネル
ギー省発表/米エネルギー省発表「CTBTに
対する保障措置」/未臨界実験に関する欧
州議会決議/インド原子力省と国防研究開
発機関との共同声明/マレーシア決議案へ
の林陽軍縮大使の態度表明/日本提案の
「究極的核廃絶に向けた決議案」/軍人反核
声明/文民反核声明/「アポリション2000」
声明/米サンタバーバラ市「アポリション2000」
自治体宣言

- 辻一彦(民友連):原子力基本法及び動力炉・
核燃料開発事業団法一部改正法案

- 斎藤鉄夫(平和):①米露臨界前核実験:②原
子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法一
部改正法案

[科学技術委員会]

- 谷垣禎一(科学技術庁長官):原子力基本法
及び動力炉・核燃料開発事業団法一部改正法案
趣旨説明

3月30日(月)

[予算委員会]

- 上原康助(社民):アジア欧州会議(ASEM)

参議院

3月17日(火)

[文教・科学委員会]

- 馳浩(自民):原子力の開発利用と安全確保一
青森県核廃棄物輸送船接岸拒否問題

- 小林元(民友連):原子力の開発利用と安全確
保一核廃棄物処分

- 福本潤一(公明):原子力の開発利用と安全確
保

- 扇千景(自由):原子力の開発利用と安全確保
一動燃改革

3月18日

[行政監視委員会]

- ◇参考人意見聴取:行政機関の内部監察及び監
査の在り方
(参考人)作家・経済評論家・堺屋太一、北海道大

学学学部教授・山口二郎

- 上吉原一天(自民)●竹村泰子(民友連)●橋
本敦(共産):情報公開

3月19日(木)

[総務委員会]

- 小里貞利(総務庁長官):恩給法等一部改正法
案趣旨説明一戦没者遺族/短期在職旧軍人

- 寺澤芳男(民友連):恩給法等一部改正法案一
旧日本人公務員であった台湾人の処遇

- 瀬谷英行(社民):恩給法等一部改正法案一短
期在職旧軍人

- 吉岡吉典(共産):恩給法等一部改正法案一掃
海作業犠牲者/戦犯遺族

- 永野茂門(自由):恩給法等一部改正法案一従
軍看護婦への支給

- 栗原君子(新社):恩給法等一部改正法案一旧
日本兵であった韓国人

[国民福祉委員会]

- 小泉純一郎(厚生大臣):戦傷病者戦没者遺族
等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給
付金支給法一部改正法案趣旨説明

- 竹村泰子(民友連)●渡辺孝男(公明)●清水
澄子(社民):戦傷病者戦没者遺族等援護法及び
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法一旧
日本兵であった外国人

- 西山登紀子(共産):中国残留孤児

- 木暮山人(自由)●西川きよし(二共):戦傷病者
戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対
する特別給付金支給法

◇◆◇◆◇

日誌

1998.6.21~7.20

(作成: 笠本丘生、田中利昌)

CD=ジュネーブ軍縮会議/CTBT=包括的核実験禁止条約/EU=欧州連合/G8=主要8カ国/ICC=国際刑事裁判所/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NPT=核不拡散条約/SACO=沖縄に関する特別行動委員会/START=戦略兵器削減条約/WB=ホワイトビーチ

- 6月21日 ロ、印最南部に発電用軽水炉2基建設する契約。米、「悪いシグナル」と批判。
- 6月26日 KEDO軽水炉建設費用分担問題で、日韓負担分の先行決定。
- 6月26日 印、サイクロン災害に対する日本の緊急援助約4,000万円相当を拒絶。
- 6月26日 CD第二会期終了。とくに成果なし。
- 6月27日 北京で米中首脳会談。戦略核ミサイルの相互の照準ははずしで合意。
- 6月30日 新社会党からの核軍縮政策に関する質問主意書への答弁書、閣議決定。東北アジア非核地帯構想について「現実的環境整わず」。
- 6月30日付 印バ核実験受け、日本提案の「緊急行動会議」初会合、8月末に東京で開催と決定。
- 6月30日 KEDO理事国大使級会議、建設費の約52億ドルから46億ドルへの下方修正で大筋合意。費用分担では結論持ち越し。
- 6月30日 米核兵器投資、1940年から96年までに計5兆5,000億ドル(約770兆円)。国防費の約3割。米専門家チームが4年がかりで調査し発表。
- 7月1日 日外交筋、同国の核戦略見直しとCTBT対応再検討、と現地紙に語る。
- 7月3日 中口とカザフスタン、ギルギス、タジキスタンによる首脳会議、中央アジア非核地帯化構想に「積極的な評価」表明。
- 7月3日 広島・長崎の原爆の調査経過など記した理化学研究所の故木村教授の日記、発見。
- 7月6日 厚生省、被爆全生存者約32万人対象の「1995年度実態調査」結果発表。健康悪化や厳しい生活の実態明らかに。
- 7月6日付 印、汎用核技術移転禁止などに関する条件を整え、署名可能。印有力紙報道。
- 7月6日 ロ大統領府、9月はじめのクリントン大統領訪日発表。STARTIIが議論の中心に。
- 7月8日 英、「国防戦略見直し」発表。トライデントミサイル搭載の核弾頭数を200以下に削減など。(本号参照)
- 7月9日 外務省、8月6日の広島平和記念式にバ有力英字紙記者3人を招待。在バ大使館明かす。
- 7月9日 G8外相会議で設置決定の南アジア核不拡散作業チーム、ロンドンで初会合。計15カ国とEU参加。
- 7月9日 米上院本会議、対印バ経済制裁の農産物輸出は例外とする制裁緩和法案を全会一致で可決。小麦の大消費地のバ市場喪失を懸念。
- 7月10日 米、印核開発最高責任者チダムバラム博士に対するビザ発給拒否。
- 7月10日 英、対印バ核関連物資輸出全面規制、核科学者などの両国との接触防止実施と発表。
- 7月12日付 バ経済界、経済制裁解除求め、シャ

- リフ政権へのCTBT早期署名要求強まる。
- 7月13日 ブラジル・カルドゾ大統領、NPT加入文書とCTBT批准文書に署名。
- 7月13日 米会計検査院、報告書で、北朝鮮の核兵器計画に関する真相解明の可能性に懸念表明。
- 7月14日 KEDO資金不足問題で米国務次官補代理、上院外交委で議会に拠出額増額求める。
- 7月15日 外務省、印記者3人を長崎の原爆記念式典に招待。在印大使館明かす。
- 7月15日 米国防総省、ミサイル攻撃探知する早期警戒システム情報共有を口軍に申し入れ。2000年問題で口軍の古いコンピュータ誤動作を警戒。
- 7月15日 北朝鮮、6月に米に書簡、重油供給遅延続けば1ヶ月後に核燃料再処理施設凍結解除と警告。米政府関係者明かす。
- 7月15日 米エネルギー環境研究所、レーザー核融合実験施設(国立点火施設)はCTBT違反の恐れあり、との報告書発表。
- 7月15日 米上院本会議、対印バ経済制裁猶予の裁量権を大統領に与える法案修正案合意。
- 7月17日 米政府高官、米中核照準はずしの対象に、在日米軍狙った中国の中距離弾道ミサイル含まれない、との見方明かす。
- 7月17日 ICC外交会議、国際刑事裁判所条約を賛成多数で可決。(本号参照)
- 7月18日 朝鮮中央通信、軽水炉完成遅れるとの見通しに、核開発凍結解除を警告。
- 7月19日 広島市、「原爆の日」の平和記念式典に核兵器国5カ国とパ大使を初めて招待。

沖縄

- 6月22日 在沖米海兵隊司令官にケリー・ヒューイ准将が就任。第3海兵隊務支援群司令官との兼任。
- 6月22日 在沖米海兵隊報道部、報道陣に「米海兵隊が沖縄にもたらす経済効果」と「沖縄での海兵隊の環境活動」の2種類の冊子を配布。
- 6月23日 98年版防衛白書が閣議で報告、了承。この中で海上基地について「最善」と記述。
- 6月23日 宮平県議連各党派代表が村岡官房長官を訪問。降下訓練の中止を求める県議会の決議と意見書を提出。
- 6月24日付 吉田金武町長、今後もキンバル、ブルービーチ両訓練場のセット返還求める方針示す。
- 6月26日 E-4国家緊急事態空中指揮機が嘉手納基地に飛来。
- 6月26日 県議会で大田知事、基地の整理・縮小について「現実的対応論」に反論。
- 6月28日 ロバート・マクニール大佐が米陸軍トリイ通信施設に司令部をおく第10地域支援群司令官に就任。
- 7月1日 大田知事、米軍基地問題で本土移移を初めて明言。
- 7月1日 WBに強襲揚陸艦ベローウッド、ドック型揚陸艦ダビューク、ジャーマンタウンが入港。
- 7月2日 米国防総省報道官、ベトナム戦争中に嘉手納弾薬庫にサリン貯蔵と明かす。
- 7月3日付 那覇防衛施設局、SACO合意で返還合意されたキャンプ・ハンセンの一部を12月までに返還する方針。
- 7月3日 村山前首相、大田知事を訪問。海上基地について政府の姿勢を批判。
- 7月5日 強襲揚陸艦ベローウッドがWBで一般公開。

DS研からのお知らせ

8月のDS研は夏休みのためお休みです。次回は、9月13日(日)を予定しています。

- 7月7日 原潜ジェファソンシティがWBに入港。
- 7月8日 キャンプ・ハンセン米軍用地返還問題について、名護市議会は返還反対決議と意見書を全会一致で採択。
- 7月8日 社民党・土井党首は、「大田県政を社民党として支持し続ける」と言明。
- 7月9日付 沖縄タイムスなどが県民意識調査を実施。大田知事の海上基地反対表明について「支持する」が55%と過半数を占めた。
- 7月11日付 第3海兵師団第12海兵連隊所属の全ての兵員や装備がキャンプ・瑞慶覧からキャンプ・ハンセンに移転することに。
- 7月12日 参院選投票日。島袋氏再選。
- 7月13日 嘉手納基地所属のF15戦闘機16機が湾岸から帰還。
- 7月14日 久間防衛庁長官、海上基地について幅広い検討を示唆。
- 7月15日 在沖海兵隊、キャンプ・ハンセン演習場内で「火災防止のための野焼き」を20日に実施予定と発表。
- 7月16日 航自那覇基地でかく座機収納訓練を実施。
- 7月16日付 嘉手納基地、「コープ・サンダー98」に同基地所属のF15戦闘機など参加と発表。
- 7月17日 防衛庁首脳、海上基地について実施された名護市住民投票を「衆愚政治」と発言。
- 7月17日 科技庁、WBに今年5月から7月に寄港した原潜の出入港時の水中放射線量率を訂正。
- 7月17日 WBに原子力潜水艦ジェファソンシティが入港。
- 7月17日 科技庁、鳥島の劣化ウラン弾調査で「影響なし」と発表。
- 7月17日 金武町議会、キャンプ・ハンセン内での「野焼き」の実施に反対を全会一致で決議。
- 7月17日 米軍は20日に実施予定の「野焼き」を23日に延期と発表。

沖縄のこよみ

◆11月 沖縄県知事選予定

◇◇◆◆◇

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さい。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-(6ヶ月¥2,500-)です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

笠本丘生(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、田中利昌(ピースデポ)、中田真里子(ピースデポ)、青柳絢子、佐藤毅彦、梅林宏道